

紀州家の敗政を支えるもの

鈴木 晴雄

—— はじめに ——

昨年前期において近世史部会活動の一つとして地方史の研究が進められていたが、その一部分として、白子型紙に関する史料の探訪を中田先生并会員数名によって行われ、当時の史料講読として研究され使用されたが、今一度皆様に知って戴くためにも、白子にむす関係上又アルバイト先が現在なお型紙を続けていることから興味をもち、未熟ながらも私なりに研究しつゝある一部分を「紀州家の敗政を支えるもの」と名うて、当時の白子、寺家、両村の実態について述べたい。猶、研究不足の爲、型紙と云うものの紹介になるが、型紙の発生と現在に至るまでの過程を整理し、皆様の御利益とありますならば幸に思います。

白子型紙については先日の中野日本新聞紙上にて発生寺ごく

一部分載せられましたので御存知の事かと思えますが、その発生は伝説的にされてはいますが、しかし古文書によれば次の様に書かれています。それは、蘭葉の頃、今の鼓ヶ浦である寺家の海に網をかけた処、鼓にまたがった子安親世首像が現われ給うた。そこで、白子山子安親音寺を建立してこの菩薩を安置したのであるが、そのとき一人の天童が顕われて鶴亀など目出たい型の彫り方を教えた。その彫刻紙を用いる草木染を考えて観音寺の安産札と一緒に配ったので全国から注文がくるようになって、寺家吉といわれる観音寺専属の型屋の商売が生まれた。これが、白子型紙の起源だといふのである。もっとも、今から約一千百七十二年前の延暦年向に型紙業は型屋といわれて四名存在し、ごく簡単なものであったろうが型紙は既に商品化されていたといふ古いおぼえ書が現任白子町寺尾完吉氏所蔵の「形売其年故年曆控帳」の中に記載されている。それでは、こういった経緯によつて創始されたであろう型紙がどんな変遷を辿つて来たか、

型紙といえは白子の染型紙と称せられる筈に経済的発展を遂げたのであろうか。型紙と染布の工程的関連性から衣服の模範加工にその消長を求めると、一つの方法であると思われる。端的

にいつて、平安・鎌倉の頃は染布の遺品が最も乏しい時代で、風俗絵巻から衣服の形態をさぐるより外はない。それによると公卿階級の厚い襲の最も下に着る內衣と庶民階級の平常衣である長衣が交流融合して、だん／＼統一された国民服であるところの小袖が胚胎して来ている。そして、その生地のごく粗末な模様の型染の文杯を施されている手は注目に価する。もう一つの現れとして、武士の常服であった直垂の広袖が省略されて、室町三代將軍の頃大紋の染め出された肩衣の形式が生まれ、それが後生上下同色の所謂袴装束に変化したといわれる。その頃になると、流行は模様の太紋からいつとなく小紋の型染めに移行し、室町末期には小紋が肩衣の定石となった。その証題として既に相当こまかい小紋模様が嵯田信長像の肩衣に染め出されている事実が挙げられる。加藤清正像、福島正則像の肩衣の模様が小紋であることは勿論である。これは白子彫の小紋から分流した後の江戸小紋が文獻的にこの時代まで遡ることを意味するものである。特に織細な技巧を要する小紋の彫技には、これより更に在していたという実証から白子型紙の彫技には、これより更に深遠の伝統が存すると推知されるのは当然のこと、いわなくてはならない。又、別の観点から型紙障子のあ上を一番端緒に表現する型紙業者の数を調べるに当り、まず前記の史料子三月「形壳并年数年厝扣帳」の中で次のように書かれている。

史料

白子
寺家 紺屋形株式之申

一 紺屋詰国江壳始候者

延暦年中壳始候由伝候得共賣人

名前不相知工元賣出し候四人手申事二共

追々賣引メ

泰徳年中貳拾人ニ相成候由其後應長正和

年中ニ者五拾人ニ相成其頃賣人相定詰国割

場ニい多し国分い多し相互ニ定法相問居所

追々定法相讓候而文録年中未年

御徳王杯江

奉願上書人

相改り候由白子寺家両村ニ而百貳拾七人有之

此時人数相究り以來形株増減有之同敷候

液御出中間一統治定い多し候事此時

分部左京亮杯御時ノ寺家惣形賣株百貳拾七人

右之通堅相守詰国江往采仕候也追々

中間不取締候株ニ他株と賣崩ニ付以來

賣込毛の者株式販上ニ相極候得共不相用ニ付

御当代ニ相成奉願上弥本株ニ相究候事

一 御絵附被下人馬駄賣帳御免被成下候ハ

南院院杯御代

元和年中ニ御免被爲成下候由伝集候

元和七年西二月始而奉願上同六月相済

同八年戊正月より

御参符駄賣帳取持候事ニ候得共俄ニ

他株江賣込中向定之直段を破り人々

高下有之ニ付国々相究メ

御上江奉願上株鑑札被下置候事

無滞詰国連立罷通候處折々国々ニ而差支

出来府其段

御上江奉願上候處

正徳年中

通り御切手御改被成下候

此時

有徳院杯御代御公儀杯江御産被爲成下由

奉迄承候其後異差支御定之賃錢ニ而往来

繼立承廻折々不法申掛御定之賃錢ニ而斗

繼立相不成候ニ付又々

御上江奉願上候忍御切手御文亥御改被爲

成下候

宝曆三酉八月其後無滞御定之賃錢ニ而

往来繼立参り候尤元株百貳拾七軒外ニ

枝株別家拾壹軒部九百三拾八軒ニ相究

以後中向取締増減有向取争ニ候其後

百三拾八軒江旅中向苗字御付ニ世

被成下候探奉願上候忍

明和元申年駄賃帳斗苗字付参り儀

御免被成下候事ニ候

一御切手写

一紀州領勢州安芸郡向村々申者

何国江紺屋形売ニ参候此者宗門向京

ニ而有之候条所々無相違御通可結候

一断々御法度之請望相守尤結賃船賃等

所々

公儀御定之通無相違御候杯急度申付候

但訴ニ而人馬賃錢并海川船賃

川越貨等御定之外法外之儀無之

無滞罷通り候様向屋名主世話致

類入候已上

紀州領勢州白子

役所御判

当書御印

とあるように延暦年向に端を突した型屋は、承徳年中(八六六

年前)には二十名、応長正和(六三三年前)の頃には五十名となつ

た。そして、全国的な販売網を持ち売込先を国別にして業者の

数を制限した株担組を結ぶ程商業機構も整うて来た。衣服文化

がけんらんとして展開した桃山時代には型紙の需要も大いに増

して型屋の数は百二十七名になつて来た。こうなると行商地域

の業者割当数と業者の自然増加数に不均衡を生じて、文禄年向

(三六三年前)には乱売と品値低下の悪循環の弊が原泉に達し、こ

の安全保障制度もその根底がゆらいでおえなく崩壊に陥じてし

まった。そこで、型屋たちは自己保全上、時の領主上野村の城

主分節五京光嘉に尚漸増の傾向のある型屋を現在数に限定抑圧

し行商地商を再配分してほしいと陳情した。そこで次のように

決められた。勢州白子領白子羽郡屋形売共、人別并出稼園之調

帳」と天保五年八月改仰向控が送られて、御縁上當時におい

て以下の如き所と売商を行つていたと推測される。

豊前 肥後三ヶ国之内

備前備後二ヶ国之内

休株 白子羽 五郎左衛門

同 同村 庄兵衛

越後出羽陸奥三ヶ国之内 林株 同村 助
 信濃上野武蔵三ヶ国之内 同 同 源之左エ門
 江戸御府内 同 同 同 次定左エ門
 江戸御府内 同 同 同 兵衛

(中略)

惣合百五拾株

内

五拾一株 白子村

メ七株 当村休株

四拾四株 当村商内仕候

八拾七株 寺家村

メ拾七株 当村休株

七拾一株 当村商内仕候

拾貳株 白子村
 寺家村

江戸出稼

メ六株 当村休株

六株 当村商内仕候

メの高

右を通辭座候

年八月

(19) 以上の如く型屋の販売組織も株仲間体制をとり、その増減の数を安定さすためにも細く行渡っていたのである。この型屋の出稼株十二株が増して百五十株となったが、徳川藩改頁解ま

でこの限度を超えることはなかつたとされている。また、織田豊臣の一世紀は次に展開する大きな活動力を得た型紙の準備期といえる。

徳川家康が天下の覇権を握って寺家白子両村が紀伊大納言の所領となった。文政の行商地域再編成令も、とかく制麦連營の足並が乱れ勝ちで底の浅い当時の経済体を揺がしてしまはば経済恐慌に見舞われた。そこで型屋たちは更に強力な組屋型株式の施行を初代の領主徳川頼信に申出でた。それは統制形式による型屋の保護である。この紀州家の絶大な深護奨励策が推進力となつて、白子型紙の業績は江戸時代に顕著な進歩をみた。それに染織工芸も手織の平安鎌倉から繻織の桃山に、桃山の繻織から型紙を中心とした染色に流行が移行してこれが型紙の需要を大いに喚起した。

紀州家では特産型紙保護の観点から、株式名義人に紀州御用の総札(荷物札)と大馬賃銭帳を下附した。更に、正徳年間に諸国を自由に行商できる通り切手と御用商人である身分を証明する鑑札を発行してこの藩制度を強化したのである。此処でみるように紀州家の絶大なる保護によって型紙も栄えるのである。裏を返せば、藩がこれだけ型紙に力を注ぐことは、彼等の財政を支える所の最も重要なものと型紙がなっていたことすらうかがきしているのである。此処でちなみに通り切手に関する史料を上けると

年 号 月

宝暦四年迄右往來通り御切手

掖下置候其後御改被成下候御文言

通り切手之事

一 紀州領勢州安濃郡何村誰与申者

何国江相屋形費ニ参候此者宗門何宗

ニ有之候条所々照相違御通り可請候

一 諸国形賣株出稼切手換印鑑札下テ渡候

一 所々御法度之趣堅相守尤駄買給買等

取々

公儀御定之通氣相違松候様急度申付候

一 所々ニ商人馬賃儀并海川船賣川越賣

等之儀ニ付

公儀御定外無法之儀申掛候ハ、石掛候

通り買錢松可申成之儀其所々役人江相

違役人差図請相拂尤御定之

外買錢併之役向届モの役人印形之

書付取参採申付候

但右等之書付認出候儀若得不致など、

申候ハ、其趣を認させ取参採申付候

紀州領勢州白子

郡奉行

松阪下書八本紙認め通りニ

付候得共又々人馬所々御印形ニ

印と

御姓名御印

認出候様との由ニ而右之通違差出候由ニ御座候

年号月

右之通御改御書替被爲成下候

この史料は現在の一人々々の証明書のようなものでその責任

を郡奉行が持つように、しかも各地における行商途中での持株

を明記されている事もわかる。しかも株組織をもっており又

行商宛もはゞ決っており非常に安定なした状態となつておるの

である。次にこの型紙を行う人達にとつての特権や優遇された

矣、株仲間同志での定について速べると、それには国分けした

地域以外で違反行商をすると株式を召しあけるという拘束の掟

ももうけられてあつた。この制度がどんなに权威高いものであ

つたが、紀州家が型屋たちと与えた特典を文献を文獻はこう語つてい

る。「型屋商人には名字帯刀が許され、諸国を自由に通行でき

た。そして夜は紀州御用の提灯をかかけて歩いたという。運賃

も一船二三一文の標準値が、型紙の荷物に限つて大名並の一〇

一文という低い丸公酒格で支払はよかつた。もし駕籠人定と

も水とや角いつて不当の駄賃を吹きかけたら、土地の役人に訴

えて皆圖を受取るようになっていた。型紙の荷物は、紀州御用

の荷札を肴けて、大名と同様、公の荷坂所である御伝馬所で鞆

重に取扱つてくれた。こんなわけで、小藩の武士など紀州御用

の梵天に恐れをなして道中避けて通つたとか、肉所役人を土下

座として通つたとかいう神話はさもあるべきで、その权威の片

鱗がうかがわれる。又各国の肉所のうち、他藩の行商人は一步

も領内に入れさせない大小名もあつたが、型屋に限つて御三家

筆頭の紀州家御用が大きく物をいって入国が拒めなかつたとい

うから、土農工商など位階差別のやかましかつた封建社会にあ

つて御用商人白子の型屋は大変な特権階級であつたといわなく

てはならない。それでは型屋の見識が何故こんな高かつたの

であろうか。

それには三つの理由が指摘される。

1. 紀州家では毎年一月八日、聖屋達に御代官所に伺候させ、二十両から三十両の通り切手書換料を納めさせた。これは単なる祝金である。実際は紀州藩財政の難易に応じて評定所のお勝手方や江戸御勘定所を通じて萬という冥加金を申付けた。その御墨付が遺っているのを見ても、型紙産業が紀州家の大きな財源であったことがわかる。その役割から生れた权威であった。

2. 白子の型屋たちは、北は松前から南は薩摩の国まで、個別に行商して足跡判らざるはななだったので、紀州家の隠密である喋報樓肉の使命が課せられていた。

3. 諸藩大小名の袴模様に定め小紋が流行した。この風習はいつとなく既民の向にも滲透したが、当時の生活様式であった。礼服の袴を染める小紋模様がことごとく白子の型紙によりなくてはならなかった。これが所謂江戸小紋であるが、この社会的役割に対する权威であった。

定め小紋というのは注文主である大小名専用の止の形で同じ柄を用いるのは固く禁じられていた。大小名が江戸城に登城して廊下などですれ違ったとき、顔見知りでなくても記憶のよい人なら小紋の柄でどの城主であるかが解った。ところが、参勤交替制度で大小名の下屋敷が江戸表に薙比し、袴の注文が江戸表に集中した。そこで白子彫工たちは追々江戸に移住するようになった。白子彫の小紋がいつのまにか江戸小紋といわれるようになったのはこういう経緯によるのである。

る。以上の如く白子彫の型紙が江戸にうつる前まで述べてきた。この後徳川末期からこの江戸詰型紙にも波乱が来るといふようにして現在の状態にまで至ったかは、今後の研究に俟たねることとする。

最後に、先述の型紙行商の境に關する史料をかかげて筆をおく。

●史料●

寺家形賣仲向定之事
白子

一、於諸国喧嘩口論不致探互に氣を付合
可申候御切手等申請罷在候儀を權威ニ存知

法外の儀無之様諸事相煩若不必得之

毛の御座候ハ、異見を加え難不用者候ハ、

其品国元へ、満候節御断可申違候

一、於国々仲向之内病人等御座候可又ハ何等之

出入等ニ及及候義有之候ハ、御付次第早速

其所へ参万端世話ソ多し遣し可申候

但仲向之外ニ而も石躰之儀御座候節其近辺ニ

居合申候ハ、石同断ニ相心得可申候

一、毎年中間寄合之儀ハ諸事メリ之爲ニ

心得ハ何連も無不参出合可申合候

但給物等ハ随分軽クい多し酒狂可ましき事

無之探相煩可申候

一、形賣道役之儀国々仲向之定之通高下

無之責可申候

但形之外小向物類も百回断之事

一、商ニ参候并定日限之儀仲向申合古そむき

自分之勝手ニま可世早々出足致間敷候

一、因々賣場所之儀吉先年より賣未り候

自分之場所より外へ入込賣申間敷候尤

手供手代等召運参候共他人之賣場江

入込音申間敷候

但仲向之内ハ勿論外之困仲向へ毛差合不申所ハ

格別之儀ニ候

一、形賣惣人数之内家持分ハ此度本株ニ

相立宜加金三百兩之割賦本斗ニ差上候

残りハ当分ハ手伝ニ参候儀ニ付石割賦之

半人分宛出之忝惣割之内ニ而依略い多し候

依之本株之外ハ枝株手申義ニ相極申候

然ル上ハ自今本株之内ニ而若明株出采

い多し候得ハ其株賣買ニ相成候前枝株之

儀若明株ニ成候而も株賣買致さ古不申筈

一、家老軒より兄弟二而も何二而も貳人出候而

賣場所仲向も昔ル筋八貳人共ニ本株も

相立候事

但家相王可り不申内兄弟又ハ子共等自分之

賣場へ手伝ニ可連参候儀ハ勝手次第ニ候家相

王可り候川譲り株無之分ハ形賣致さ古申間敷候

尤木株ハ無之候而も枝株ニ而も有之候ものハ枝株之跡

左残音可申候

一、本株并枝株有之候音未々子供多ク有之

夫々形賣致さ古度候而も惣領之外ニ本株七

枝株も可譲株無之形賣ニ致候事不相成

候而者外ニ何之稼も無之及迷惑候様成候

礎筋八惣仲向中へ相断各々相談之上

此度之枝株之例ニま可世宜加金本割賦之

半金出之忝惣仲向へ預り置候而枝株之部ニ入

遣し可申候

但元之通ニ而ハ各枝株を望み明株有之候而も

承候毛の無之儀も可有之儀ニ候へハ隋分吟味之上

無擔筋斗と右之通ニ作略可仕候左も無之分ハ

明株を買継候様致さ古可申事

一、本株之音儀令子供貳人有之候時壹人ハ

平株を譲り壹人ハ右之作略を以枝株

拵申儀ハ前段之趣ニ取計候筈ニ候枝株之

毛のハ子孫壹人宛相統仕候義ハ其通りニ候

枝株又枝を拵候事ハ堅致さ古申間敷候

但石之通堅相極不申候而ハ未々形賣乃己多く

相成儀も可有之哉ニ付如斯ニ候

一、本株枝株共未々絶家ニ相成親類ニ茂

継可申筋目之毛の毛も無之筋ハおの徒可り

株賣買可仕相手も無之道理ニ候石之類

有之候ハ、捨株ニ相成候筈尤他人より捨ひ

申儀撫ハ相成不申候

一、外仲向之賣場へ新規ニ賣出し候所者

向後相止候宮同仲間之内ニ命互ニセリ合

賣候場所ハ相對之上双方損徳無之

互ニ稼ニ相成候様ニ可申合候

一 他所より形仕入ニ參候者御座候ハ、宿致候

毛のより役人家へ相断其上所々形賣者

障リニ成不申様ニ取計可申候

右之條々ハ此度雖有御書付夫々以載仕候

御様ニ付両村形賣仲間右之通相定自分

両村之内形賣株無御座候故新規ニ形賣索

被致候義御座候ハ、御差留被下候様仕度

奉願候彼之右申付差上申候向若相肯キ

申さる形賣御座候ハ、下御苦勞急度

御差被仰付可被下候其節如何様ニ被仰付候共

当人方少茂御根ニ申向敷候依之仲向連印

書付如此ニ御座候以上

宝曆三年酉十月

以下略